



### 3 計画の認定要件

①対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー自立地域づくり計画の対象地域が、原則として市町村全域、行政区、中心市街地、集落等の地域の特性を踏まえた一定のまとまりを持つ範囲に基づく区域であること（例外として、中山間地域の発電施設と産業団地の連携等、電力融通を行う飛び地については一定のまとまりを持つ範囲と取り扱うことができるものとする。）</li> <li>・地域の特性を踏まえ具体的に対象地域の範囲を特定するとともに、地域課題との関連性等、設定する範囲の考え方が合理的であること</li> </ul>
②再エネの生産量等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始から5年程度で、対象地域内において生産される再エネ電気の量（※1）が、対象地域内の民生部門の電力需要量（※2）と同量かそれ以上となる計画であること（市町村の判断により、産業・運輸部門の算入も可とする）</li> </ul> <p>※1 水力発電所については、次の(a)から(c)のいずれかに該当するもののみ算入できるものとする。</p> <p>(a) 県内事業者又は県内資本比率が過半である者が発電事業を行うもの</p> <p>(b) 発電した電力が全て県内で消費されるもの</p> <p>(c) 2012年度以降に運転開始された施設</p> <p>※2 本事業において、家庭が住宅内で消費する電力需要量及び第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費する電力需要量の合計をいう。</p>
③地域特性に応じた温暖化対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画中、再エネ設備の導入に係る取組以外で、長野県ゼロカーボン戦略とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも1つ以上含まれていること</li> </ul>
④計画の具体性、進捗管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画内容が具体的であること（計画に未確定の部分がある場合には、その具体化に向けた道筋が明確に記載されていること）</li> <li>・導入する再エネ設備の種類、規模及び設置場所等が具体的に記載されていること</li> <li>・各年度のプロセスが適切にスケジュールとして計画されていること</li> <li>・事業の進捗管理の実施方針が示されていること</li> </ul>
⑤地域主導・住民参加による取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加の協議会の設置による地域の参画により形成された地域合意に基づき、地域が計画全体を主導していること</li> </ul>
⑥地域内経済循環等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づく取組が、地域内経済循環その他地域の福祉に資するものであること（地域の直接参画、市民出資、地域内雇用等により地域に直接メリットがあるもの）</li> </ul>

⑦地方公共  
団体実行計  
画の策定等

・計画が、策定済みの地方公共団体実行計画（区域施策編）に組み込まれている若しくは整合している、又はその予定であること（予定の場合は地方公共団体実行計画の策定又は改定予定時期を示すこと）

#### 4 評価項目

必須要件のほか、以下の項目を評価項目として示す。

（エネルギー自立地域づくりを行う上で、意識してほしいポイント）

- ・取組の難易度が高く意欲的な範囲設定となっていること（既存の住宅、団地、民間施設等を広範囲に対象としている等）
- ・取組開始時点における対象地域内の民生部門の電力消費量の規模が大きいこと
- ・災害リスク及び自然環境や景観等の環境保全に係る支障や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、対象地域における再エネの導入可能量を把握していること
- ・追加的な再エネ導入量（新規の再エネ設備の導入量）が大きな計画であること
- ・地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成見通しも踏まえた再エネ導入量であること
- ・対象地域内において生産される再エネ電気について、地域内での電力需給調整やマイクログリッド、自家消費等による自消自産・地消地産の取組が含まれる計画であること
- ・エネルギー自立地域創出に向けて活用する技術について、次の観点で、導入のあり方が優れていること
  - ①経済性が確保されていること
  - ②他地域も含め、当該技術の新たな需要創出の可能性があること
  - ③地域事業者が参画し、地域経済循環に貢献すること
- ・温対法の促進区域を設定し、当該区域内で新たに再エネ設備を導入する計画であること
- ・計画認定後においても計画内容の拡充に向けた取組が予定されており、その検討方法について具体的に記載されていること
- ・関係者（発電等事業者、地域企業、自治会等）間における体制が具体的に構築され、適切に合意形成が図られていること。未調整の関係者がいる場合は、合意形成の調整状況及びスケジュールが具体的に示されていること
- ・金融機関等からの資金調達の見通し等を踏まえ、事業継続性が確保されていること。その際、必要に応じ、事業のコスト低減に資する取組が含まれていることも考慮して評価する
- ・再エネ等に関する先導的な取組の実績がある、または、経験が豊富な連携先を確保しているなど、事業を着実に実行できる素地を有すること

#### 5 補助対象事業

##### （1）全般的要件（主なもの）

- ・交付を受けるエネルギー自立地域創出支援事業補助金の過半の額が、再エネ設備の導入に係るものであること

- ・他の補助金との併用は不可とする。ただし、市町村が自らの財源で本補助に上乗せ等を行うものを除く。
- ・市町村が実施する事業のうち、脱炭素化推進事業債等の交付税算入のある起債を充当することのできる事業については、本事業の補助対象外とする。
- ・整備する設備に係る詳細設計や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同様

(2) 補助対象事業の内容

補助対象事業		補助対象			補助率等
		市町村	事業者	個人	
(1) 再生可能エネルギー設備整備	ア 再エネ発電設備	●	●	●	1 / 2 以内 ※太陽光発電は上限額あり
	イ 熱利用設備	●	●	●	1 / 2 以内
(2) 省エネルギー等設備整備	ア 建物の断熱化	●	●	●	1 / 2 以内 (アウエ) 1 / 3 以内 (イ) 定額 (エの一部)
	イ 設備等の省エネ化	●			
	ウ 水素等利活用設備	●	●		
	エ 電気自動車等の導入	●	●		
(3) エネルギーの地産地消に向けた基盤整備等		●	●	●	1 / 2 以内
(4) その他設備整備等		●	●	●	1 / 3 以内

- ・詳細は実施要領別表による
- ・市町村以外の者が実施主体となる場合は、市町村からの間接交付とする。
- ・(1)アは再生可能エネルギー普及総合支援事業（収益納付型補助金）補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けるものは対象外とする。  
なお、エネルギー自立地域づくり計画に位置付けられる再エネ発電設備のうち、再生可能エネルギー普及総合支援事業補助金交付要綱の規定により補助を受けるものは、当該要綱の規定により補助額の上乗せを行うことができることとし、当該上乗せ分の納付免除とする。ただし、当該上乗せ分の金額は、エネルギー自立地域創出支援事業補助金の金額と合わせて交付限度額（1市町村あたり1億円）を超えないものとする。